

IFRS 10Minutes

PricewaterhouseCoopersが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 3
2009年10月

ASBJ プロジェクト 計画表を更新 (コンバージェンス加速)

ASBJがプロジェクト計画表を更新

- 東京合意でのコンバージェンス作業を前倒し
- 退職給付会計、金融商品会計など16項目について変更計画を提示
- 公開草案、会計基準の公表時期をより具体化へ

(続きは2ページ)

ハイライト

- IASB、ASBJコンバージェンスの協力体制を再確認
- 従業員給付計算の割引率改訂へ
- ASBJ「論点の整理」を継続的に公表
- IASB、2010年のIFRSの年次改善案を公表
- IFRSプロジェクト
—有形固定資産管理の事例
- IFRSを巡る世界各国の動向
—SECの新Chief Accountant決定
—UK GAAP、IFRSへ更なる移行へ

プロジェクト計画表(新)の抜粋

	2009年	2010年				備考
	7-12	1-3	4-6	7-9	10-12	
日本基準とIFRSの既存の差異に関するプロジェクト項目:						
企業結合 (ステップ2)	DP		ED		Final	のれんの償却等(廃止へ)
財務諸表の表示	DP / ED	Final				包括利益、非継続事業等の検討
無形資産	DP		ED		Final	企業結合(ステップ2)と併せて公表予定
過年度遡及修正	Final					「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準」公表予定
.	
.	
.	

What's New

発行日	発行主体	発行物
7/28	FCAG	金融危機アドバイザー・グループが金融危機後の基準設定状況に対するレビュー報告を公表
7/29, 7/30	IASCF	会議: IFRS Conference (in ソウル)
8/5	法務省	公開草案: 会社計算規則の一部を改正する省令案
8/6	IASB	公開草案: 既存株主に比例按分で発行される外貨建新株予約権の分類方法
8/6	IFRIC	公開草案: 持分金融商品を金融負債の決済に用いる際のガイダンス
8/7	ASBJ	「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」の公表 【ページ3】
8/12	ASB	イギリス会計審議会が中小企業向けIFRSの適用を提案 【ページ8】
8/18	IASB	公開草案: 採取活動(Extractive activities)のディスカッション・ペーパー
8/20	IASB	公開草案: 従業員給付の割引率 【ページ4】
8/25	SEC	Chief AccountantにJames L. Kroeker氏が就任 【ページ8】
8/26	IASB	公開草案: 2010年 IFRSの年次改善 【ページ5】
8/28	FASB	公開草案: 公正価値測定における開示の改善
9/2	ASBJ	プロジェクト計画表の更新 【ページ2】
9/3	IASB	円卓会議: 金融商品の分類及び測定 (in 東京)
9/8, 9/9	IASB/ASBJ	IASBとASBJが、会計基準のコンバージェンスに向けた継続的な協力を再確認 【ページ1】
9/8	ASBJ	「引当金に関する論点の整理」、「収益認識に関する論点の整理」の公表 【ページ3】
9/9	IASCF	公開草案: IASC財団の定款の修正案
9/10	IASB	円卓会議: 金融商品の分類及び測定 (in ロンドン)
9/14	IASB	円卓会議: 金融商品の分類及び測定 (in ノーウォーク)
9/14	金融庁	公開草案: 「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)

ASBJの動向

- IASBとの会合

- IFRS対応会議

- 金融商品会計の改訂に関する議論

IASBとASBJの会合

企業会計審議会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)は、2009年9月7日、8日の両日にロンドンにて日本基準とIFRSのコンバージェンスの加速化を目的とする会合を実施しました。

このなかで、IASBからは、IASBが取り組んでいるプロジェクトの進捗状況、IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)との間のコンバージェンス・プログラムの一環であるプロジェクトや、金融危機に対してIASBが取り組んでいる対応策が説明されました。一方で、ASBJからは、IFRSと日本基準とのコンバージェンスが順調に進んでいることとともに、6月に公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(いわゆる日本版ロードマップ)の概要が説明されました。

また、IASBのプロジェクトにおける重要項目についての論点に加え、IASBから7月に公表された公開草案「金融商品(分類及び測定)」についても意見交換がされました。

会合での議論の項目

- その他包括利益とリサイクリングの有無
 - 財務諸表の表示
 - 金融商品(分類及び測定)
 - 退職後給付に関する横断的論点
- 負債の測定
 - 自己の信用リスクを含む、金融負債及び非金融負債(IAS37号)に関する横断的論点
- IASB公表の公開草案「金融商品:分類及び測定」
- 日本におけるIFRS導入に関連する課題への取り組み

会議を受けて、IASBは日本の市場関係者とASBJがIFRS導入に関する課題に取り組むに際し、それらを支援する意思を表明しました。次回は、2010年前半に、東京にて会議が開催される予定です。

IASB対応検討委員会の開催

2009年7月に日本版ロードマップに対応した民間の推進機関として、金融庁の支援を得て、財務会計基準機構、日本経団連、日本公認会計士協会等を中心に、IFRS対応会議が発足しました。8月31日には、第二回の対応会議が、IASB対応検討委員会とともに実施され、以下の議論がなされました。

対応会議での議論の項目

1. 各委員会の活動状況、活動計画の報告
 - 各委員会の活動状況と活動計画(マイルストーンを含む)
2. 金融商品会計基準について
 - 公開草案「金融商品(分類及び測定)」について、基本的な考え方に理解が示される一方で、以下のような懸念が議論されました。
 - 受取配当金について、純利益に計上すべき旨
 - 非上場株式を一律に公正価値評価することに対する懸念
 - その他包括利益(OCI)のリサイクリングをしないことによる純利益の指標の有用性に関する懸念

公開草案「金融商品(分類及び測定)」を巡る議論

公開草案「金融商品(分類及び測定)」(10 Minutes vol.3 (8月発行)で解説)での改訂案の内容は、多くの持ち合い株式を保有する日本企業に与える影響が大きく、IASBとASBJの会合及びIASBとその他の民間推進機関との会合それぞれにて継続して議論されているところであり、新しいIFRSの基準の最終化に向かい、引き続き動向が注目されているところです。

ASBJ コンバージェンスの プロジェクト計画表を 更新

2009年9月2日、企業会計審議会(ASBJ)は、会計基準のコンバージェンスの2011年までのスケジュールを記載したプロジェクト計画表の更新を発表しました。

新しい計画表は、EUによる同等性評価に関するプロジェクト(短期)の終了に伴い、(中期)(中長期)といった区分を削除し、既存の差異に関する項目とIASB、FASBのMOU (Memorandum on Understanding)に関連する項目を区分して作成されています。

新しい計画表では主として、

1. のれんの償却や包括利益などについて、従来のスケジュールの**前倒し計画の明示**
2. 退職給付債務等の期間帰属や未認識項目のオンバランス化等(退職給付に関するステップ1 プロジェクト)、リース、認識の中止などについて**具体的な計画時期の明示**

が反映されています。

(旧2008年9月版から計画が前倒しされた主な項目)

	従来(2008年9月版)	更新版(2009年9月版)
企業結合 (フェーズ2 関連(*1))(のれんの償却)	2010年にED公表のみ明示	2010年4～6月にED公表、同10～12月に最終化
財務諸表の表示(包括利益、非継続事業)	2009年10～12月にED公表、2010年に最終化	2010年1～3月に最終化
財務諸表の表示(フェーズB(*1)関連)	2009年4～6月にDP公表のみ明示	2009年9月にDP公表済、2011年にED公表
無形資産	2010年にDP公表のみ明示	2009年10～12月にDP公表、 2010年4～6月にED公表、同10～12月に最終化
収益認識	2009年4～6月にDP公表のみ明示	2009年9月にDP公表済、2011年にED公表
金融商品(分類・測定)(減損)(ヘッジ)	2009年1～3月にDP公表のみ明示	2010年10～12月にED、2011年に最終化
退職給付(*2)	2008年10～12月にDP公表のみ明示	ステップ1:2010年1～3月にED、2011年に最終化 ステップ2:2011年にED公表
リース	具体的時期の明示なし	2011年にDP、ED公表
認識の中止	具体的時期の明示なし	2010年1～3月にDP公表 2011年にED公表及び最終化
引当金	2009年7～9月にDP、2010年にED公表のみ明示	2010年7～9月にED公表、2011年に最終化

*1: IASBでの企業結合、財務諸表の表示のコンバージェンスに関する呼称

*2: ステップ1は、退職給付債務、勤務費用の期間帰属や未認識項目のオンバランス化、開示の充実化等/ステップ2はIASBの動向を踏まえて検討
DP: ディスカッションペーパー ED: 公開草案

ASBJ 最近のディスカッション ペーパーの公表

ASBJは、IFRSへのコンバージェンスの一環として、プロジェクト計画表に従い、論点の整理(いわゆるDP)を継続的に公表しています。2009年6月の日本版ロードマップの公表以降9月末までには、5つの論点の整理が公表され、以下の論点が取り扱われています。

「財務諸表の表示に関する論点の整理」(7月10日)

- 現行のIFRSとの差異に関する論点
 - 包括利益の表示、非継続事業の損益、売却目的保有非流動資産及び処分グループのBSの区分表示、損益の段階別及び性質別表示、BSの流動固定区分と表示科目等
- 2008年10月にIASBから公表されたDPIに関する論点
 - 事業／財務セクションの表示、営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義、直接法によるキャッシュ・フロー計算書等

「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」(7月10日)

- 少数株主持分の取扱い
(表示、支配継続下の親会社持分変動、共通支配下取引等)
- 取得原価の算定と配分
(条件付取得対価、取得関連支出、全部のれんの可否等)
- のれんの会計処理(償却、税効果等)
- 子会社に対する支配の喪失

「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」(8月7日)

- 公正価値の概念、測定方法及び開示に関する整理
- 主な論点
 - 公正価値の概念(定義、資産／負債の固有の属性等)
 - 公正価値の測定方法(公正価値のヒエラルキー、市場が活発でない場合の測定方法)
 - 開示(レベル1～3のヒエラルキー別の開示)

「引当金に関する論点の整理」(9月8日)

- IAS第37号の改訂案の方向性に関する論点
 - (定義と範囲)負債性引当金のみを検討対象として検討
 - (認識要件)
 - 企業会計原則注解18の引当金とその他の引当金(IAS37(改訂案含む)に従い負債への該当可否を検討)
 - 計上の蓋然性(発生可能性が高い)要件見直しの検討
 - (測定)基本的な考え方、現在価値への割引、期待値方式の検討
 - (開示)不確実性の開示の検討

「収益認識に関する論点の整理」(9月8日)

- 2008年12月にIASBが公表したDP「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」を契機に論点を整理
- 「(DPでの)提案モデルによる収益認識の仕組み」と「提案モデルの特徴と現行実務への影響の可能性」の2部構成
- 収益認識の総論と以下の各論点について計17の質問を提示
 - 工事契約の収益認識(工事進行基準等)
 - 複数要素契約
 - 継続的関与
 - 通常の商品販売の収益認識(出荷基準等)
 - 割賦販売の収益認識
 - 収益の総額表示と純額表示

今後の方向性

これらの「論点の整理」では、それぞれ2009年9月から11月を募集期間として市場関係者のコメントが求められており、その後、新しい会計基準等の公開草案の公表が予定されています。

変わる退職給付会計

– 割引率の改訂

– IFRIC14号の改訂

– 今後の動向

IASBから2009年8月20日に退職給付債務の計算に用いる割引率に関する規定の改訂案が公表されました。また5月28日にはIFRIC14号(IAS19号-給付建資産の上限、最低積立要件およびそれらの相互関係)の改訂案が公表されています。

割引率の改訂案(8月20日)

現行のIAS19号では、原則として退職給付債務の計算に用いる割引率を優良社債の市場利回りに基づき決定する一方で、容認規定として、優良社債の活発な市場が存在しない場合には国債利回りを使用するという規定があります。しかしながら、世界的金融危機によって、過去12ヶ月から18ヶ月にわたり社債利回りと国債利回りが大幅に乖離している状況にあるため、類似の従業員給付債務を有する会社が異なる割引率を適用することにより計算される退職給付債務の金額に大きな差異が発生する可能性があります。

そのため、改訂案では国債利回りを使用するという規定を削除することで異なる割引率の使用を排除しています。これによって、財務諸表の比較可能性が高まることが期待されます。

IASBは、この改訂の特定の国、地域に所在する会社への影響の重要性と緊急性に鑑み、コメント募集期間を2009年9月30日までとし、2009年中に最終改訂を公表することで、2009年12月終了会計年度の財務諸表からの適用を予定しています。

IFRIC14号の改訂(5月28日)

現行のIFRIC14号では、企業が最低積立要件の存在する状況で前払を行った場合、意図しない結果を導き出すケースがあります。

すなわち、現行のIFRIC14号に従うと最低積立拠出に係る前払(の一部)が、経済的便益があるにも関わらず、資産として認識できない状況が生ずる場合があります。今回の改正は、こうした意図しない結果を是正することを目的としたものです。

今後の動向

現在、IASBは、2010年第1四半期での公表を目指して退職給付会計の見直しに関する公開草案を検討中です。この公開草案では、

1. 給付建制度の数理計算上の差異の遅延認識の廃止
2. 退職後給付費用の構成要素(勤務費用、財務費用、再測定費用)の包括利益計算書上の表示
3. 給付建制度に関する開示

について取扱われていますが、当該公開草案はパブリックコメントの募集期間を経て、2011年6月に基準として公表される予定です。

退職給付制度の新たな分類である拠出ベース約定(キャッシュバランスプランを含む)の会計処理等については、次のフェーズの検討事項とされていますが、一旦中断される可能性もあります。

日本基準への影響

退職給付債務の計算に用いる割引率の改訂やIFRIC14号の改訂は日本の退職給付会計の実務への影響はほとんどないと考えられますが、2010年に公表される予定の公開草案では大きな影響が見込まれます。

また2008年3月にIASBから公表された討議資料「IAS第19号:従業員給付」の改訂に係る予備的見解で提案されている退職給付制度の新たな分類およびそれに伴う会計処理等の変更が採用されると退職給付会計が根本的に変わる可能性があります。IASBは、この変更を2011年6月以降の次フェーズでの検討事項と位置づけていますが、今後の動向に注目が必要です。

2010年IFRS年次改善の公開草案

IASBは、2007年以降、IFRSに従った財務諸表利用者の意見を反映し、既存の基準の改善を毎年継続的に進めています。2009年は、8月26日に2010年中のIFRSの年次改善の一環として、10の基準と1つの解釈指針に対する改訂を提案した公開草案を公表しました。今回の改善案は、単純な用語の変更など比較的小さな変更が多いものの、大きな影響が予測される変更もあります。当該草案が、承認、最終化された場合、2011年1月1日以降もしくは2010年7月以降開始事業年度からの適用が予定されています。当該草案に対するコメント募集は11月24日まで行われる予定です。

提案されている変更の要点

- **IFRS1号(国際財務報告基準の初度適用)**
 - 初度適用企業が中間財務報告を公表した後、会計方針の変更やIFRS1号の免除規定の適用の変更を行う場合、事業年度末に、その変更を説明するとともに期首調整表に反映
 - 資産の再評価の「みなし原価」の適用免除規定の対象範囲の拡大(IFRS初度適用財務諸表の全ての会計期間を対象)
- **IFRS3号(企業結合)**
 - 非支配持分を公正価値もしくは非取得企業の純資産の比例持分で測定する対象を純資産の持分に対する権利に限定
 - IFRS3号の適用指針の範囲を、企業結合の一部をなす全ての株式報酬取引に拡大
- **IFRS5号(売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業)**
 - 関連会社または共同支配企業に対する重要な影響力の喪失について、売却計画を確定した時点でIFRS5号を適用
- **IFRS7号(金融商品:開示)**
 - 軽微な変更により開示を明確化
- **IAS1号(財務諸表の表示)**
 - 資本の部の構成要素の変動の開示を、株主持分変動計算書と注記のいずれかで行うことで足りる旨を明確化

- **IAS8号(会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬)**
 - 用語の変更のみ
- **IAS27号(連結及び個別財務諸表)**
 - 投資企業が投資の減損テストを実施する際は、IAS39号による減損規定を適用することを予定
 - 2008年のIFRS3号の改訂に伴うIAS21号、28号、31号の改訂が将来に向かって適用されることを予定
- **IAS28号(関連会社に対する投資)**
 - 関連会社の投資の測定に関し、当初認識時の分類により公正価値の部分的な利用ができることを予定
- **IAS34号(中間財務諸表)**
 - 「要約の注記」に代えて、「重要な事象および取引」の開示を提案(直近の年次財務諸表と同等の最新情報を中間財務諸表に含めることを要求)
 - IFRS7号(金融商品:開示)の開示を含めることを要求
- **IAS40号(投資不動産)**
 - 売却目的で開発中の投資不動産について、棚卸資産ではない、新しい開示科目で計上することを提案
- **IFRIC13号(カスタマー・ロイヤルティ・プログラム)**
 - 解釈指針のなかの「公正価値」の意味を明確化

過去の年次改善のスケジュール

	2008年 年次改善	2009年 年次改善	2010年 年次改善
公開草案の公表	2007年10月	2008年8月	2009年8月
最終化	2008年5月	2009年4月	2010年?月

これからIFRSを適用するに当たってのポイント

IFRSの基準は常に変更されているため最新の動向を意識し、新基準や既存の基準の改訂について、その適用時期を理解すること、特にIFRSを初度適用する年度では、毎年変更されるIFRS1号の免除規定の概要を理解しておくことが重要と考えられます。

IFRSプロジェクト 事例紹介

－有形固定資産管理 の変更

多くのIFRSプロジェクトにおいて、非常に大きな作業を必要とする領域が固定資産に関する検討です。固定資産には、有形固定資産、無形資産、あるいは有形固定資産に含まれるものとしてリース資産がありますが、今回は、多くの企業に共通する検討テーマだと思われる有形固定資産(リース資産を除く)について取り上げます。

IFRSにおける有形固定資産の取り扱い

IFRSにおける有形固定資産に関する規定は、主にIAS16号にあります。IAS16号では、有形固定資産の認識、測定、認識した後の測定、すなわち公正価値を用いた再評価の規定、減価償却および減損等に関して規定されています。

その中で、多くの企業で論点になるとと思われる規定は右表の通りです。中でも、一般にIFRSプロジェクトにおいて、非常に大きな検討工数が必要となるのが減価償却、特に有形固定資産の耐用年数の決定です。

有形固定資産の耐用年数についてIFRSでは、「経済的耐用年数」を用いることが規定されているだけで、特別な規定ではありません。特別どころか、現行の日本基準においても、固定資産の耐用年数は「経済的耐用年数」であるはずで、すなわち、この点に関してはIFRSと日本基準は差異がないと言えます。

ただ、我が国の多くの企業では、税法基準による耐用年数が用いられており、会計監査でも特段不合理と認められる事情がある場合を除いて認められているのが一般的です。実際の「経済的耐用年数」がどれだけの期間なのかを検討したことすらない企業がほとんどだと思われます。

しかし、IFRSを適用するとなるとそうはいきません。グローバルで共通の会計基準であるIFRSにおいては、日本、あるいは各国固有の税法が定めた耐用年数が認められるわけもなく、少なくともIFRS適用の対象となる連結財務諸表上は、本来の「経済的耐用年数」を適用することが求められます。また、原則主義と言われるIFRSは、日本の税法のように資産区分(種類)ごとに、細かく耐用年数を規定していません。企業が、その経済的実態を的確に表す耐用年数を定めて適用することが求められているのです。さらに、「経済的耐用年数」を定めたら、なぜその年数を定めたのか、その根拠を明確に説明できる必要があります。

有形固定資産に係る一般的な論点

借入費用の資産化	適格資産(意図した使用または売却のための準備に相当の期間を要する資産)の取得、建設または製造を直接の発生原因とする借入費用を資産化するか、費用化するか会計方針の選択をすることができる(2009年1月1日以降開始する会計年度から取得原価への算入が強制化)。
資産除去債務の計上	法定債務または推定的債務の結果として生じた解体費、撤去費または修復費の現在価値からなる負債を認識し、それに対応する原価に関連する有形固定資産の取得原価に算入することが強制される。
コンポーネント アカウントイング	有形固定資産の重要な部分がそれぞれの耐用年数を有する場合には、それらを別々に減価償却することが要求される。例えば、航空機の機体とエンジンは別々に償却することが適切である。 取得後の修繕費用は発生時に費用化される。構成部分の取替は一般的な認識基準を満たしたときに資産化される。定期的に発生する大規模な検査または修繕の費用は、認識基準を満たしたときに資産化される。交換した部品の正味簿価は修繕時に費用化される。
減価償却	経済的耐用年数に亘り、規則的方法により、減価償却可能額(原価マイナス残存価額)を各期に配分する。
減損	IFRSにおいて、減損は現在価値割戻キャッシュ・フローのみをもって行う。減損損失は、回収可能価額(公正価値から処分費用を控除した金額と、使用価値のいずれか高い値)が帳簿価額を下回った場合に、その差額をもって認識する。
減損の戻入	過去に計上した減損損失がもはや存在しないあるいは減少したという兆候があれば、回収可能価値を見積り、減損損失の戻し入れを行う(のれんについては減損の戻し入れを行わない)。例として、製品の市況価格の高騰による収益性向上、追加投資/リストラ等による設備の能力向上が挙げられる。

IFRSプロジェクト 事例紹介

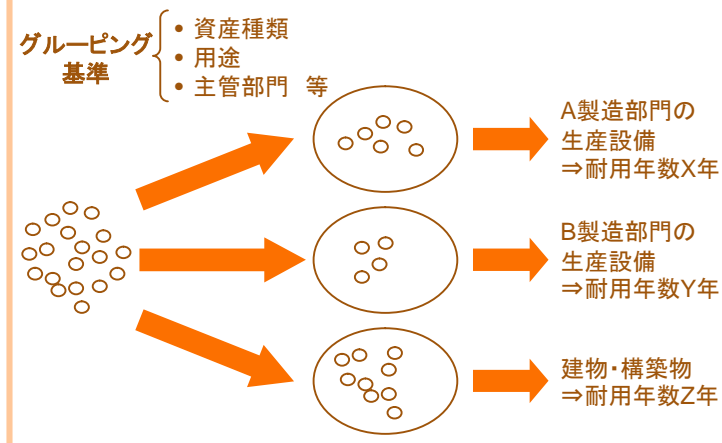
－有形固定資産管理 の変更(続き)

IFRSプロジェクトにおける検討

前述の通り、企業は自ら、固定資産の耐用年数を定める必要があります。しかし、一般的な上場企業では、固定資産の物件数は非常に多くの数にのぼります。数万件、数十万件の有形固定資産が存在するケースも見受けられます。ここに、IFRSプロジェクトにおいて検討工数が多く必要となる理由があります。

それでは、IFRSを適用した、あるいは適用しようとしている企業ではどのようにして検討を進め、耐用年数を定めているのでしょうか。数万件、数十万件の有形固定資産について1つ1つ「経済的耐用年数」を確認して定めることができればよいのですが、これは現実的な検討方法ではありません。多くの事例では、まず資産のグルーピングを行い、そのグループごとに耐用年数を設定するという方法が採られています。資産の種類、用途、あるいは同資産であってもそれを使用している部門、といった切り口、すなわち耐用年数が異なるであろう単位でグルーピングします。

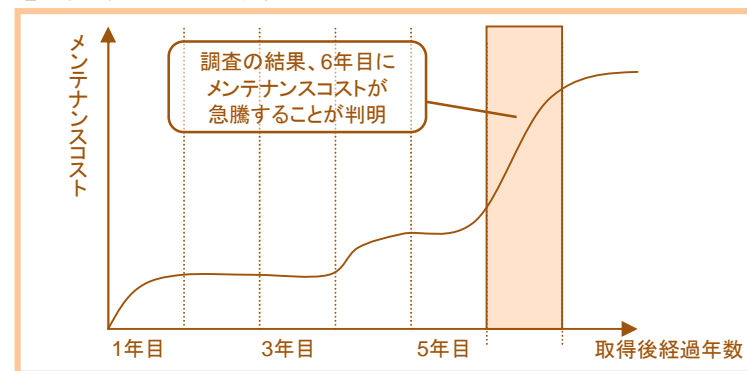
有形固定資産のグルーピングイメージ



そして、税法で資産区分ごとに耐用年数が定められているのと同様に、そのグループごとに耐用年数を検討します。過去に除却、売却された資産の実際の耐用年数を調べたり、生産設備であれば、製造している製品のライフサイクルから当該生産設備の耐用年数を検討することもあります。

ある事例では、建物や構築物といった、有形固定資産は従来の税法基準と経済的耐用年数がほぼ同年数で、グルーピングも税法での資産区分と同一にすることで企業の経済的実態を表すことが分かりました。

また、ある海外の事例では有形固定資産をグルーピングした後、その経済的耐用年数を判断するために、当該資産群のメンテナンスコストを調査しました。すなわち、有形固定資産取得後のメンテナンスを、資産群に紐付けて年度ごとに集計したのです。その結果、取得後6年目以降でメンテナンスコストが急激に増加していることが分かりました。そこで、この企業では当該資産群の耐用年数を5年に定めたのです。



固定資産管理システムに関する検討

IFRSプロジェクトにおいて、もう1つ重要な論点があります。固定資産管理システムに関する論点です。前述のように経済的耐用年数を定めて減価償却を行うのはIFRSでの話です。一方で各国の税法は引き続き存在するため、税務メリットを享受する場合には税法基準での減価償却も引き続き実施する必要があります。そして多くの企業では、この2つの管理体系をシステム上の固定資産台帳を2つ有することで実現しようとしています。2つの台帳へのデータ移行、およびその後の二重管理に大きな工数を要することは想像に難くないと思います。

有形固定資産は、その管理件数が膨大であるがゆえに、多くの企業におけるIFRSプロジェクトで大きなテーマになるのです。

世界各国の動向

イギリス会計審議会(ASB)がUK GAAPからIFRSへの移行案を提案*1

2009年7月の中小企業向けのIFRS(IFRS for Small and medium-sized entities, "SMEs")の公表を受けて、イギリス会計審議会(ASB)は、UK GAAPからIFRSへの移行について、3つのカテゴリー基準別に適用対象企業を分けるアプローチを提案しました。今回の提案のポイントは以下の2点です。

- EUで採択されたIFRSの適用範囲を、Publicly Accountable entities ("PAE") (公的説明責任のある会社)に拡大
- Non-Publicly Accountable Entitiesについては、SMEsを適用

Publicly Accountable Entitiesとは (SMEsから引用)

- 市場で負債金融商品もしくは持分金融商品を売買している。
- 主要なビジネスの一つとして、受託可能で広範な外部機関の資産を有している。

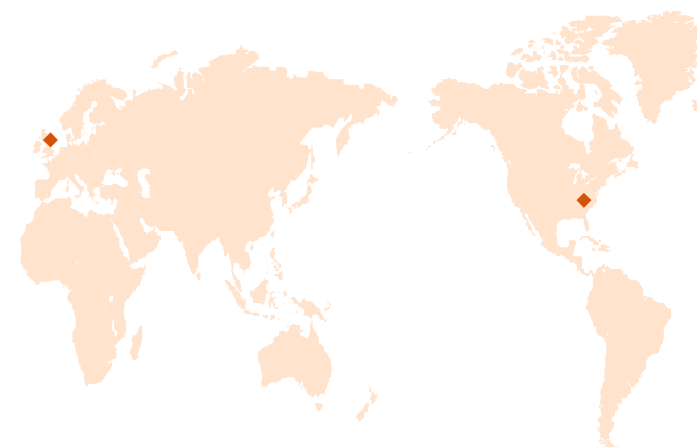
ASBは、全ての大企業が、PAEに該当し、IFRSを適用することになるだろうとの見解を示しています。

コメント募集期間は、2010年2月で、当該提案が承認されれば、2012年1月1日以降開始事業年度から適用される予定です。

	カテゴリー	対象
Tier 1	EU で採択されたIFRS	<ul style="list-style-type: none"> • EU上場企業の連結財務諸表 • 新興上場会社 • アイルランド上場会社 • 公的説明責任のある会社
Tier 2	SMEs (IFRSも可能)	<ul style="list-style-type: none"> • 公的説明責任のない会社
Tier 3	FRSSE*2 (IFRSも可能)	<ul style="list-style-type: none"> • 小規模会社

米国SECのChief Accountant決まる

SECの新しいChief Accountantに、James L. Kroeker氏が8月25日に就任しました。米国では、IFRS適用のロードマップが未だ最終化されていない、Kroeker氏の就任によって、米国でのIFRS適用のロードマップの最終化が加速されるのか否か注目を集めています。



*1 参考: Consultation Paper (Accounting Standard Board August 2009 (UK))

*2 Financial Reporting Standard For Smaller Entities

How PwC can help

PwCがお手伝い できること

1. 研修サービス

IFRSの規定の解説に加え、業種特有の論点や欧州での適用事例などを豊富に取り上げた研修会を実施いたします。また、貴社固有の論点についてのディスカッションも行います。

2. 予備調査・コンバージョン支援サービス

(1) IFRSクイックレビュー

企業がIFRS適用にあたって解決すべき課題を6つの観点(業務プロセス、システム、組織、内部統制、教育制度、管理会計)から整理し、これらの課題について、解決の方向性とコストの概算等を提示します。

本格的な予備調査を実施せず、簡易的にIFRS適用の影響を把握したい会社へのサービスです。

(2) 予備調査

IFRSの適用を検討するために必要な調査を行います。財務数値への影響のみならず、業務プロセスやシステム、事業計画などIFRS適用がもたらす影響の概要を把握し、IFRS適用までの実行計画案を策定します。

(3) IFRSコンバージョン支援サービス

IFRSの適用プロセスをいくつかのサブフェーズに区切り、IFRS適用後の会計処理方針策定、グループ会計マニュアル作成、必要な業務プロセス改革、システム改修/構築等、貴社のIFRS適用を全面的に支援します。

3. 会計基準適用アドバイザー・サービス

新会計基準の適用方法や新規取引、特定案件への会計基準の適用について技術的支援を行います。IFRS適用前においては、IFRS導入を見据えたアドバイスを提供します。

4. 財務報告プロセス改善支援サービス

グループ会計マニュアルの作成・導入や決算早期化、決算プロセス効率化・標準化など、グループレベルでの財務報告体制の改善について、J-SOX対応を図りつつ支援します。

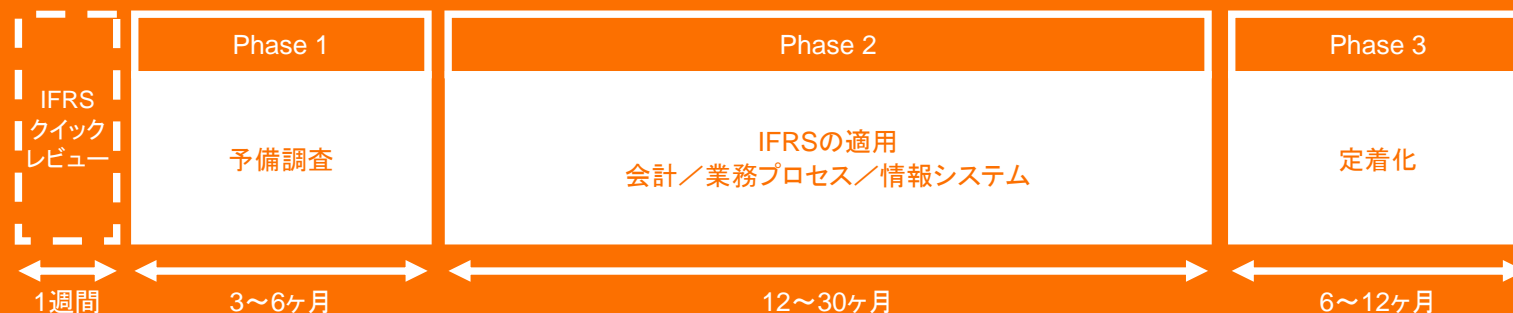
5. 業務プロセス改善支援サービス

IFRS適用により影響を受ける広範なシステム・業務プロセスについて、IFRS適用の実現を図る取組を支援します。また、IFRS適用を好機に行うさまざまな業務改革についても全面的に支援します。

6. IASBの動向についての情報提供サービス

IASBの公表するディスカッションペーパー、公開草案等の情報およびその解説をいち早く提供します。

PwCの3フェーズ・アプローチ



Contact us

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

あらた監査法人

PwCアドバイザリー株式会社

プライスウォーターハウスクーパース コンサルタント株式会社

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

PwC Japan IFRS情報提供ウェブサイト:

<http://www.pwcjp-ifrs.com>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

電話: 03-6268-7541

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 木内 仁志

担当: 秀嶋 沙弥